

国立市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 6 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 東京都人事委員会勧告の意見及び情勢適応の原則を踏まえ、退職手当の基本額に係る支給割合及び調整額単価の改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案

国立市職員退職手当支給条例（昭和43年6月国立市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「100分の130」を「100分の120」に改め、同項第3号中「30年」を「20年」に改め、同項第5号中「100分の50」を「100分の40」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「100分の150」を「100分の140」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 21年以上30年以下の期間については、1年につき 100分の150

第3条第2項中「45」を「43」に改める。

第5条の2第1項中「1,075円」を「1,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の国立市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に退職する者に係る退職手当について適用し、同日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年3月国立市条例第14号）附則第4項の規定の適用を受ける職員に係る退職手当に限り、新条例第5条の2第1項の規定の適用については、同項中「1,100円」とあるのは、「1,000円」とする。